様式第4号

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人等指定(変更)通知書 | | | | | | |
| 年　　月　　日  　酒田市長　　　　宛  受注者  　次のとおり、現場代理人等を指定(変更)したので、通知します。 | | | | | | |
| 工事名 | |  | | | | |
| 工事場所 | |  | | | | |
| 現場代理人 | | | | | 専門技術者　等 | |
| 氏名  生年月日 | 年　　月　　日 | | | | 氏名  生年月日 | 年　　月　　日 |
| 〔　専　任　〕　主　任　技　術　者・監　理　技　術　者 | | | | | | |
| 氏名  生年月日 | 年　　月　　日 | | | | 資格名・  合格番号 | 監理技術者資格者証交付番号 |
|  |  |
| 監　理　技　術　者　補　佐 | | | | | | |
| 氏名  生年月日 | 年　　月　　日 | | | 資格名  合格番号 | |  |
| 監理技術者兼務先 | 工事名 | |  | | | |
| 監理技術者  補佐氏名 | |  | | | |
| 委任除外事項 | |  | | | | |

備考

　1　氏名には、フリガナを付すこと。

　2　主任技術者・監理技術者は、該当する技術者を○で囲むこと。また、建設業法第26条

第3項本文の工事により技術者を専任配置する場合は〔専任〕を○で囲むこと。

3　「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、現場代理人等に委任しないものがあ

る場合に、その内容を記載すること。

　4　監理技術者等が他の工事を兼務する場合には、専任の監理技術者補佐を配置すること。

様式第5号

|  |  |
| --- | --- |
| 工事一時中止通知書 | |
| 年　　月　　日  　受注者　　　　様  酒田市長　　　　　　　　　　印  　次の工事の施行を一時中止しますので、通知します。 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 一時中止期間 |  |
| 一時中止の範囲 |  |
| 一時中止の理由 |  |

様式第6号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工期延長承認申請書 | | |
| 年　　月　　日  　酒田市長　　　　宛  受注者  　次について、承認願います。 | | |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで | |
| 工事を施工  しない日 |  | |
| 工事を施工  しない時間帯 |  | |
| 申請時の出来形 |  | |
| 延長後の工期 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで | |
| 延長を必要とする理由 |  | |
| 年　　月　　日  　受注者  　　　　　　　　　様  酒田市長　　　　　　　　　　印 | | |
| 上記について、承認 | | します。  しません。 |

備考

　1　本書は、正副2通提出すること。

　2　発注者は、本書より求められた承認をするかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を、受注者に交付するものとする。

様式第7号

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　回　契約変更書 | | | | | |
| 工事場所 |  | | | | |
| 完成期日 | 年　　月　　日 | | | | |
| 工事を施工  しない日 |  | | | | |
| 工事を施工  しない時間帯 |  | | | | |
| 変更前の請負代金額に対する増減額 | 増額  減額 | 円 | | | |
| 内訳 | | 工事代金　　　　　　　　　　　　円  取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　円 | |
| 図面及び仕様書  (設計図書) |  | | | | |
| 工事について、　　年　　月　　日に締結した請負契約の内容を本書のとおり契約を変更する。  　本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。  　　年　　月　　日 | | | | | |
| 発注者 | | | 所在地 | | 酒田市長　　　　　　　　　　印 |
| 受注者 | | | 住所又は所在地  氏名又は名称及び代表者氏名 | |  |
|  | | | | | |

備考

　1　変更前の請負代金額に対する増減額の欄の「増額」「減額」は、該当するものを○で囲むこと。

　2　減額の場合は、金額を朱書きにすること。

　3　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に規定する事項に該当するものを変更する必要があるときは、解体工事に要する費用等変更調書を作成し添付すること。

(契約変更書・共同企業体用)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　回　契約変更書 | | | | | |
| 工事場所 |  | | | | |
| 完成期日 | 年　　月　　日 | | | | |
| 工事を施工  しない日 |  | | | | |
| 工事を施工  しない時間帯 |  | | | | |
| 変更前の請負代金額に対する増減額 | 増額  減額 | 円 | | | |
| 内訳 | | 工事代金　　　　　　　　　　　　円  取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　円 | |
| 図面及び仕様書  (設計図書) |  | | | | |
| 工事について、　　年　　月　　日に締結した請負契約の内容を本書のとおり契約を変更する。  　本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。  　　年　　月　　日 | | | | | |
| 発注者 | | | 所在地 | | 酒田市長　　　　　　　　　　印 |
| 受注者 | | | 所在地  名称  代表者  住所又は所在地  氏名又は名称及び代表者氏名  構成員  住所又は所在地  氏名又は名称及び代表者氏名 | |  |

備考

　1　変更前の請負代金額に対する増減額の欄の「増額」「減額」は、該当するものを○で囲むこと。

　2　減額の場合は、金額を朱書きにすること。

　3　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に規定する事項に該当するものを変更する必要があるときは、解体工事に要する費用等変更調書を作成し添付すること。

様式第8号

|  |  |
| --- | --- |
| 完成通知書 | |
| 年　　月　　日  　酒田市長　　　　宛  受注者  　次の工事が完成したので、通知します。 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで |
| 工事完成の年月日 | 年　　月　　日 |
| 検査年月日 | 年　　月　　日 |
| 検査員 | ※　職　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 摘要 |  |

備考

　1　本書は、正副2通提出すること。

　2　※印の付いている欄は、記入しないこと。

　3　発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付するものとする。

様式第9号

|  |  |
| --- | --- |
| 工事目的物引渡書 | |
| 年　　月　　日  　酒田市長　　　　宛  受注者  　次の工事の目的物を引き渡します。 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで |
| 工事完成年月日 | 年　　月　　日 |
| 上記の工事の目的物を引き受けました。  　　　　　　年　　月　　日  酒田市長　　　　　　　　　　印 | |

備考

　1　本書は、正副2通提出すること。

　2　発注者は、目的物の引渡しが完了したときは、その旨を示した本書の副本を、受注者に交付するものとする。

様式第10号

|  |  |
| --- | --- |
| 中間前金払認定請求書 | |
| 年　　月　　日  　　酒田市長　　　　　　　　　宛  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者氏名  下記の工事について、中間前金払に関する認定を請求します。  記 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日から  　　　　　　　　年　　月　　日まで |
| 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |

様式第11号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事履行報告書 | | | |
| 工事名 |  | | |
| 工期 | 年　　月　　日から  　　　　　　　　年　　月　　日まで | | |
| 受注者 |  | | |
| 日付 | 年　　月　　日 | | |
| 月別 | 予定工程　％  (　　　　　　　)は工程変更後 | 実施工程　％ | 備考 |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
|  | (　　　　　　　　　　) |  |  |
| (記事欄) | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 監督職員 |  | 現場代理人 | 主任(監理)技術者 |
|  |  |  |

　備考　1　報告は、月報を標準とする。

　　　　2　予定工程は、完成までの予定出来高比率の累計を記入すること。

　　　　3　実施工程は、当該報告月までの出来高比率の累計を記入すること。

様式第12号

|  |  |
| --- | --- |
| 中間前金払認定調書 | |
| 年　　月　　日  　受注者氏名又は名称及び代表者氏名　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　酒田市長　　　　　　　　　　　　　　　印    　　　　下記の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していること  　　　を認定します。 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 円 |

　備考　本書は、正副2通作成し、その正本を受注者に交付すること。

様式第13号

|  |  |
| --- | --- |
| 工事出来形検査請求書 | |
| 年　　月　　日  　酒田市長　　　　宛  受注者  　次の工事について、検査を請求します。 | |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負代金額 | 円 |
| 工期 | 年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで |
| 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 出来形完成年月日 | 年　　月　　日 |

様式第14号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事出来形検査通知書 | | | |
| 年　　月　　日  　受注者　　　　様  酒田市長　　　　　　　　　　印  　次の工事について、検査の結果を通知します。 | | | |
| 工事名 |  | | |
| 工事場所 |  | | |
| 請負代金額 | 円 | 前払金額 | 円 |
| 出来形検査月日 | 年　　月　　日 | 部分払済金額 | 円 |
| 出来形歩合 | ％ | 出来形請負代金相当額 | 円 |
| 今回部分払請求可能額 | 円 | | |
| 算式  　請求可能額≦出来形請求代金相当額×－－部分払済金額  　算出額　　　　　　　　　　円 | | | |

備考　本書は、正副2通作成し、その正本を、受注者に交付すること。

様式第15号

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 仲裁合意書  　工事名  　工事場所  　　　年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する次の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。  管轄審査会名　山形県建設工事紛争審査会  　　年　　月　　日 | | |
| 発注者 | 所在地  氏名　酒田市長 | |
| 受注者 | 住所又は所在地  氏名又は名称及び代表者氏名 |  |

(裏)

|  |
| --- |
| 仲裁合意書について  (1)　仲裁合意について  　　仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人にゆだねることを約する当事者間の契約である。  　　仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。  (2)　建設工事紛争審査会について  　　建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。  　　審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。  　　なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定が適用される。 |